

別海町奨学資金支給制度について

町に不足する医療関係技術員等を養成し、町民の保健福祉医療の向上を図るため、町に必要な技術を修得する修学生に対して奨学資金の支給を行っています。

医師、看護師などの医療関係技術員のほか、介護福祉士の資格取得を目指す方も支給対象です。

■支給条件

- ・医科大学、歯科大学、薬科大学および大学等で医療関係技術学科を専攻する学生
- ・保健師、助産師、看護師、准看護師学校に在学する学生（看護師養成所を含みます）
- ・社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第39条の規定に基づく機関に在学する学生

■支給期間

該当大学等の就学期間

※医師の場合は実習生期間も含まれます。

■支給額

職種によって支給額が異なります。

■義務

奨学資金の支給を受けた奨学生は、卒業後5年以上、本町の公的機関ならびに町内の保険医療機関および介護保険事業所に就職する義務があります。

■支給申請

奨学資金の支給を希望する方は、身元保証人2名を付し連署して、奨学資金申請書、推薦書および合格通知書を4月10日までに役場総務課窓口へ提出してください。

詳しい申請方法、ご不明な点は下記担当までお問い合わせください。

問合せ／人事厚生担当（内線2114・2115）

別海町ふるさと応援制度

寄付を頂きました

12月中に、延べ4,190名の方から寄付を頂きました。たくさんの応援をありがとうございます。

寄付金は、活力あるふるさとづくりのために有効活用させていただきます。

なお、氏名および住所の公表を承諾された方については、町ホームページに掲載しています。

本町では、まちの魅力や地場産品等のPRのため返礼品の充実を図っており、返礼品を提供していただける事業者を随時募集しています。詳しくは下記担当までお問い合わせください。

町ホームページ
検索キーワード

ふるさと納税



問合せ／企画振興担当（内線2213・2214）

第46回 別海町消費者大会 中止のお知らせ

本年度の別海町消費者大会（別海町消費者協会主催）は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

例年、同大会と同時開催していた牛乳パッケージイメージデザインコンクールの作品展示は、次のとおり内容を変更して実施しますので、ぜひご覧ください。

第15回 牛乳パッケージ イメージデザインコンクール作品展

優秀作品および選考作品を展示します。

■展示場所と展示期間

東公民館 2月1日(月)から5日(金)
西公民館 2月8日(月)から12日(金)
中央公民館 2月15日(月)から19日(金)



問合せ／町民生活担当（内線1213）

人権擁護委員の委嘱

地域の中で人権擁護に関する思想を広め、いじめや差別などの人権侵害が起きないように地域住民を見守り、人権問題の相談業務や啓発活動を行う人権擁護委員に、山藤 史江さんが、1月1日付で法務局から委嘱（再任）されました。



山藤 史江 さん

問合せ／

町民生活担当（内線1212・1213）

通院交通費を 助成しています

本町では、難病患者および重度心身障がい者等が道内の医療機関（町内を除く）で、その疾患の治療を受けるために要した通院交通費を助成しています。令和2年度後期の申請を受け付けますので、希望される方は早めの手続きをお願いします。

- 対 象 者** ①特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証の交付を受けている方
②重度心身障がい者医療費受給認定者（後期高齢者医療加入者で課税世帯のため受給者証の交付がない方を含む）
③上記の方の介護者1名（通院に自家用車を利用しない場合のみ）
※上記①の方は受給者証に記載されている疾患の治療、上記②の方は障害者手帳等に記載されている疾患の治療のために要した交通費が対象です。
- 助成対象期間** 申請月の1年前から申請月
（例）令和3年3月に申請する場合、令和2年3月の通院分から助成可能
- 助 成 額** 通院距離に応じて算出します。
- 必 要 書 類** ①申請書 ②請求書 ③通院証明書 ④介護者を必要とする医師の証明書（該当の場合のみ）
※特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、ウイルス性肝炎進行防止対策・橋本病重症患者対策医療受給者証の交付を受けている方は、受給者証のコピーも必要です。
- 申 請 期 限** 3月19日（金）
- 申請書類配布・提出先** 役場町民課窓口、各支所、各連絡事務所
問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）

後期高齢者医療制度のお知らせ

高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費は、医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、1年間に支払った医療費と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたとき、その超えた額が後期高齢者医療制度および介護保険から支給されます。なお、手続きには市町村窓口への申請が必要となります。

- 後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- 支給額が500円以下の場合には支給されません。
- 高額療養費、高額介護サービス費は含まれません。

該当する方には、3月下旬に後期高齢者医療広域連合から申請書が送られますので、別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当まで申請してください。

◆自己負担限度額表

1年分の自己負担額の計算期間

令和元年8月1日から令和2年7月31日

負担割合	区 分		自己負担額の合計の基準額
1割	住民税 非課税世帯	区分Ⅰ（※1）	19万円
		区分Ⅱ（※2）	31万円
	— 般		56万円
3割	現 役 並 み 所 得 者		【課税所得145万円以上】 67万円
			【課税所得380万円以上】 141万円
			【課税所得690万円以上】 212万円

※1 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円（公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

※2 世帯全員が住民税非課税である方

問合せ／

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当（内線1241～1243）
北海道後期高齢者医療広域連合 TEL011-290-5601

